

CIM活用業務の試行開始について

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) の概要

建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ること。



国土交通省資料を基に技術企画課で加工



香川県CIM活用業務試行要領を制定する。

制 度

【令和7年4月1日から施行】

概 要

CIM 活用業務とは、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図るため、建設生産・管理システムにおける測量・調査、設計等のプロセスの各段階において、CIM(Construction Information Modeling, Management)を活用した検討等を実施し、後工程のために必要なCIM モデル等を構築する業務である。

対象範囲

以下に示す業務に該当するものを対象とする。

- ・測量業務共通仕様書(香川県土木部)
- ・地質・土質調査業務共通仕様書(香川県土木部)
- ・設計業務等共通仕様書(香川県土木部)

ただし、小規模なもの及び災害復旧等の緊急性を要する業務を除く。

なお、上記の他に、発注者が必要と認めた場合は、CIM 活用業務の対象とすることができる。

令和7年度運用内容

- 受注者希望型での発注を試行する。

香川県の体制について

- 手続き、制度等で疑問点がありましたら、下記相談窓口までご連絡ください。
香川県土木部技術企画課 電話087-832-3521

